

熊本県監査委員公告第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により平成28年4月27日から平成28年5月27日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置を、同条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成28年12月28日

熊本県監査委員 豊田 祐一
 同 竹中 潮
 同 溝口 幸治
 同 坂田 孝志

監査対象機関	監査の結果	措置状況等
環境生活部 環境センター	<p>（職員の交通事故について） 公用車の毀損額の大きい自損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、具体的な交通事故防止対策を講じること。</p>	<p>毎月実施している全体ミーティングにおいて、出張等の際には、安全運転と事故防止の徹底を図るよう毎回注意喚起を行った。また、定期的に全体ミーティングの中で、交通安全について職員による研修を行った。 毎日の朝会において、その日の予定を確認し、出張等において安全運転と事故防止の徹底を図るよう注意喚起を行った。 公用車に交通事故防止のワンポイントアドバイスを掲示し、職員の意識の高揚を図った。 交通安全についての情報を職員に回覧し、注意喚起を行った。 駐車等において、同乗者がいる場合は、誘導等を行うよう指導した。 ～ について、今後も継続して確実に実施していく。</p>
環境生活部 くまもと県民交流館	<p>（報酬の支給漏れについて） 女性総合相談員の出張に伴う報酬について、出勤簿の整理及び研修への参加確認が不十分だったこと等による報酬の一部（平成23年度～平成26年度、延べ12件、50,160円）について未払いが判明し、時効の成立していない報酬（平成26年度、1件、7,920円）について平成27年度に過年度支出している。 適切な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを徹底すること。</p>	<p>支払い漏れの判明以降、次のとおり事務処理を改善した。 出勤簿及び勤務実績表について、事業担当者が随時押印の確認及び「出張」等の記載。また、出張（研修を含む）等の一覧表を作成し、一元管理。 支払の際は、勤務実績表と出勤簿を照合し、事業担当班長が出勤実績の確認を徹底。副館長、事業担当班長及び担当者の三重の確認。 出張や研修への参加が勤務に当たることについて、相談員に周知を徹底。 今後も組織的なチェックを十分行い、適正な事務処理に努める。</p>

<p>農林水産部 漁業取締事務所</p>	<p>(職員の交通法規違反について) 私用中に、司法処分がなされた交通法規違反が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、効果的な交通法規違反防止対策を講じること。</p>	<p>平成28年6月28日に宇城警察署から講師を招いて、所員全員参加の交通安全講習を実施した。 毎月実施している例会時に、交通事故防止及び安全運転に関する注意を喚起した。</p>
<p>土木部 八代港管理事務所</p>	<p>(徴収金等現金の管理について) 公務中に、職員が徴収金及び釣銭資金を亡失する事故が発生している。 徴収金等現金の管理を適切に行い、再発防止に努めること。</p>	<p>本件は、H27.12.11、潮位が高い時間帯に荷役中の船舶へ、職員が乗り上がろうとした際、腰に巻いたバッグが海に落下し、回収を試みたが、海底へ沈んだ事故である。 このため、当該事故後、現金徴収用バッグは身体から離れないよう「肩掛け式バッグ」に替え、万一肩掛けベルトが外れたときでも、バッグ本体を直接腰ベルト等に紐掛けして、二重の落下防止を行っている。 また、日頃から、船舶に乗り込む際には、バッグが落ちる可能性がないかどうかをチェック・確認したうえで、複数職員で乗船して徴収事務を行うよう徹底することにより、職員転落・バッグ落下の再発防止策を講じている。 なお、今回の事故は他港管理事務所においても、十分起こり得るため、H28.3.15、各港管理事務所長会議で概要及び改善策を周知し、他港における事故防止の一助とした。 さらに、5月の港湾課主催の港湾管理部門初任者研修会において、注意喚起を行った。 加えて、H28.9.21(水)に開催された港管理事務所等担当者会議において、再度経緯を説明するとともに、注意喚起を行った。</p>